

平成28年9月14日（水）13時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、若干定刻を過ぎたところでございますが、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員6名中、現時点で5名のご出席をいただいております。船員部会運営規則第13条において準用いたします同規則第10条1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。資料の番号は右上に記載してございます。まず、議事次第がございまして、その次に委員名簿がございまして、その次に、配布資料一覧といたしまして、資料1から資料3までございます。

資料1といたしまして「海上旅客運送業最低賃金」の公示文が1枚、資料2といたしまして「海上旅客運送業の最低賃金の改正状況」、これが1枚、それから資料3といたしまして、A4横表でございまして、3枚物の表といたしまして「海上旅客運送業に係る労使間協定賃金」のタイトルのものがございまして、これらはいずれも第1回の海上旅客運送業最低賃金専門部会にて使用した資料でございます。

資料は以上でございますが、資料のほうは皆様、行き届いておられますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速進めてまいります。海上旅客運送業最低賃金の改定についてでございますが、前回の部会以降、労使のお話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたしますと存じます。

【平岡委員】 前回以降、使用者側と今年の最低賃金をどのようにおさめるのかという形の中で協議をしてきたわけですけれども、やはり前回でも当方が申し述べましたように、今年のベアの実績、それと陸上諸産業におけるベアの実績、それと今年、陸上最賃は、1

日で、急展開で3%アップという形の中で決定されました。この決まった経緯を踏まえれば、使用者側も上げなければいけないという考えはありますが、その水準がなかなか折り合わないという状況にあります。ただ、我々としては、今年については外部的要因が大きく変わっているわけですから、しっかりその辺のところを斟酌してもらって、最低賃金の改善に臨んでほしいということを言っていますが、なかなかその辺のところまで結論に至っていないというような状況であります。

【野川部会長】 わかりました。使用者側から何かコメントございますか。

【江口委員】 いえ、もう平岡委員が言われたとおりでございます。隔離が大き過ぎて、話が進展しないという状況でございます。

【野川部会長】 わかりました。労使双方から今ご報告をいただきましたが、いまだ合意には至っていないということでございますので、引き続き、まずこの場でご意見を頂戴いたしたいと存じます。よろしく願いいたします。労使いずれからでもどうぞ。

じゃ、和田委員。

【和田委員】 最低賃金の考え方についてなのですが、これまでも話してきたつもりではありますが、陸上最賃との兼ね合いといっても、労働者の全国的な推移という中で、これまで陸上のほうは15円ぐらいの平均にはなってくるとは思いますが、何十年にわたってずっと継続改定を行っており、時間給の15円という仮定でカウントをしていきますと、8時間労働で、月に20日間労働でと言っていきますと、これまでの十何年間で莫大な改定額になっています。

船員の魅力は賃金という考え方は昔からありました。船に乗れば高い給料がもらえるという魅力ある水準の条件だということで、船員を目指したということもありましたが、今となっては陸上産業が少しずつ追いついてきて、果たして船員という職種を今後若い世代が目指してくるのかどうかという。賃金だけが船員を目指す魅力とはならないわけですが、賃金をとってしても、一つの魅力だったものがなくなってきているのではないかと思います。今後、若い世代がいないという中で日本全体で、労働力の取り合いということになると思いますので、使用者側には、今年だけとは言わずに、来年、再来年に向けてでも、陸上との労働諸条件の差、特に賃金水準の差をつけていくという努力をしてもらいたいし、そういった考え方を持ってもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【江口委員】 使用者側といたしましても、最近の船員不足、若年船員の雇用がなかなか難しいというところを重々理解した上で、この最賃の審議には臨んでおるつもりでござ

いますので、折り合いがつけば一発でうまくいくかと思えますけど、今のところまだ折り合いがついていないというところで。

ただ、確かに最賃は、先ほど平岡委員が言われたとおり、私たちも上げていくつもりではございます。

【平岡委員】 ただ、今置かれている最低賃金を、単純的に時間単位ということで直しますと、陸上の時間給は平均よりも低い、700円台ぐらいに多分なると思います。立て方が違いますから一概には言えないですが、ただ、時間給に直すと、やはり700円台ということですから、それを踏まえますと、改善の必要性はあると思います。例えば3%という話をしますと、当然結構な額になりますので、そういう状況もあるということを使用者側にももっと考えてもらって、今年については踏み込んだ判断をしていただきたいと思います。

【野川部会長】 いかがでしょうか。なおご意見……、どうぞ。

【江口委員】 700円の根拠がよくわからないんですけど。七百数十円の。

【平岡委員】 いや、それを単純に時間給に置きかえたら、今の部員の月例のあれが18万何ぼですか。それを単純に……。

【江口委員】 20日の8時間？

【平岡委員】 20日じゃなくて、30分の1に置きかえて、それを……。

【江口委員】 30分の1？

【平岡委員】 とりあえず30分の1に置きかえてということです。

【江口委員】 20日にすると1,130円ですよ。

【平岡委員】 これは月例ですから、陸上の場合は基本的に時間給で考えますから。

【江口委員】 え？ しかし、お休みとらないですか、陸上は。そんなことないでしょう。

【和田委員】 20日の計算。

【江口委員】 ですね。20日の計算ですね。

【和田委員】 これ、今年の話、3%を考えるんじゃないくて、この10年だけとらまえてさっき私は言ったんですけど、10年で15円ということで、換算しますと、月20日換算で、この10年間で約2万4,000円、陸上産業では上がっているのではなかろうかという暗算ができるわけですが、一概に同等の計算はしませんが、資料の2ページに出ている横の差を見ていただければ、そのとおり、果たしてその差が維持できているかどうか

ということになれば、決して維持はできていないし、今年の改定については今平岡のほうから言ったとおりなんですよね。だから、それもあわせて、陸上、海上の労働の仕方の違いによる賃金的な魅力、これは回復してもらいたいという労働側の要望ですので、よろしくをお願いします。

【野川部会長】 今お伺いしておりますと、いずれにせよ最賃を据え置くという話はない。使用者側も最賃を上げたいというようにおっしゃっておりますので、問題は水準の具体的な額についての合意だということになります。これにつきましては十分に膝を詰めて話し合えば、要するに額の問題ですから、合意に至ることは十分に可能だと思うんですね。

ですがいまして、今この場でご意見を伺いましたが、もう一度膝を詰めて率直にご意見を交換していただくべく、ひとつ一旦この場をクローズしまして、労使で意見を交換していただくという場を設けたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、あまり長く時間はとれませんが、20分程度という目安でお願いをしたいと存じます。では、よろしくお願いいいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、この話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

【平岡委員】 では、労働側のほうから言わせていただきますけども、労使で水準どうあるべきかということをやったわけですけども、使用者側は使用者側の一つの物の考え方があって、なかなか合意を見出せないというのが結論です。若干の乖離、その辺のところが詰まらないということで、先ほどの中断しての協議の中では解決を見出せなかったということなんです。

【野川部会長】 使用者側から何かコメントございますか。

【江口委員】 全く同様です。

【野川部会長】 わかりました。このような形でお話し合いをしていただいても、なお合意に至らない部分が残されているということですので、よろしければ公益委員の側から何かしらの提案をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、また一旦この場をクローズいたしまして、別室で個別に労使双方のご意見をお聞かせいただき、その内容を踏まえて提案をさせていただくという形で進めさせていただきます。

ご意見の聴取はそれぞれ10分程度を目安に考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、議論の整理をするために、事務局も同席をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、よろしく願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 それでは、ただいま労使双方からご意見をの伺いまして、公益委員として検討いたしました。その結果として、裁定の額を示させていただきます。

最低賃金の改正につきましては、職員を1,000円引き上げ、事務部職員を1,000円引き上げ、部員を1,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万2,050円を24万3,050円に、事務部職員18万7,950円を18万8,950円に、部員18万600円を18万1,600円にそれぞれ改定することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、このようにいたしたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正にかかわる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により無事終了いたしました。厚く御礼申し上げます。

これにて海上旅客運送業最低賃金専門部会を終了といたします。どうもお疲れさまでした。

— 了 —